

【期日前投票立会人募集要項】

市で実施する選挙における「期日前投票立会人」を募集します。
応募された方は、期日前投票立会人候補者として登録し、選挙の際には登録された方の中から期日前投票立会人を選任します。

（登録された方全員が毎回必ず期日前投票立会人に選任されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。）

申し込み

応募資格等を確認し、「登録申込書」を提出（直接のほか、郵送・メール等も可）

「登録申込書」は市ホームページからダウンロード可

※申込書確認後、日程調整のうえ面接を行います。

期日前投票立会人の役割と主な仕事

期日前投票管理者のもと、投票事務の公正を確保するため、有権者の代表として投票事務全般に立ち会う重要な役割を果たします。主な仕事内容は次のとおりです。

- 期日前投票所の開閉の立会い
- 最初の投票者が投票する際に投票箱が空であることを確認する立会い（初日のみ）
- 投票箱の閉鎖の立会い
- 投票録への署名
- その他投票手続き全般の立会い

応募資格

- 大阪狭山市在住で選挙権を有する方
- 心身ともに健康で責任感をもって業務に従事できる方

遵守事項

- 指定された場所、日時に必ず参会し、有権者の代表として責任を持って立会人の職務を果たすこと
- 投票に関する秘密はもとより、職務上知り得た秘密を一切他に漏らさないこと
- 選挙人に不審を抱かれるような行為は避けること
- 選挙人投票時の私語は慎むこと

従事場所

大阪狭山市内の指定された期日前投票所の開設場所

【参考】令和6年10月27日執行衆議院議員総選挙

大阪狭山市役所3階 第一会議室

立会時間

期日前投票期間中の指定された日のうち

【前半】午前8時30分から午後2時15分まで

【後半】午後2時15分から午後8時まで

(それぞれ開始時刻の10分前までに参集)

※後半は、立会時間終了後、投票録に署名をしていただく必要があります。

報酬

前半・後半それぞれ1回あたり 4,800円

※源泉徴収のうえ、指定の口座に振り込みます。

募集期間

随時受付

(応募後は投票立会人候補者として登録し、本市の有権者でなくなった場合や登録抹消の申出があった場合を除き継続します。)

問い合わせ

大阪狭山市選挙管理委員会事務局

072-360-4419